

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成三十一年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	所 在	面積(㎡)
ハピネス農事組合法人	三原市	三原市大和町萩原字真部市 一一一番一ほか一筆	二、九五四
農事組合法人エヒメア ヤマの郷	三原市	三原市沼田西町松江字岸田 一六番ほか四筆	五、二五九
株式会社グリーンカウ ベル	三次市	三原市大和町平坂字西ノ迫 二六四二番ほか二筆	四、五六七
有限会社こめ奉行	世羅郡世羅町	三次市三若町一四九一番ほ か一筆	三、五〇五
農事組合法人くまの	庄原市	庄原市上原町字熊野二九四 七番ほか二筆	七、四〇三
株式会社vegeta	庄原市	庄原市川北町字久井田七二 六二番一ほか一八筆	三三、五四六
株式会社雄飛会	安芸高田市	安芸高田市高宮町来女木字 行田二四四九番ほか一筆	二、〇二五
田邊 介三	安芸高田市	安芸高田市甲田町上甲立字 末兼一一番一ほか一筆	一、九三五
有限会社援農甲立ファ ーム	安芸高田市	安芸高田市甲田町上甲立字 末兼一〇一番一ほか二筆	二、〇五五
倉谷 昌司	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字西 小揚二二五四番一ほか三筆	一〇、三六七
有限会社時川プロダク ト	安芸高田市	安芸高田市向原町戸島字万 念喜一一七二番一ほか二 筆	二二、三七八
株式会社ファーム穂	安芸高田市	安芸高田市高宮町房後字大 坪四〇六番一ほか二筆	六、四四五
株式会社ハラダファーム 本多	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字竜 王山新田一六六八番一	一、〇四六
中土居 孝二	安芸高田市	安芸高田市高宮町来女木字 向原二二四番ほか四筆	五、八八七
下河内 昭博	江田島市	江田島市沖美町是長字林山 九七八番六	六九五・五
農事組合法人別所千坊	山県郡北広島町	山県郡北広島町本地字古川 四八番一ほか五筆	九、四二九
農事組合法人きつき	山県郡北広島町	山県郡北広島町南方字田中 五二五二番一ほか二筆	五、〇七八

枕農事組合法人	山県郡北広島町	山県郡北広島町溝口字中江原七〇六番一	一、六六二
丸住 隼一	山県郡北広島町	山県郡北広島町雲耕字雲耕五五八番ほか一筆	三、九三〇
農事組合法人大福フア ーム	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字小国字大坪三八二二番一	五七八
正迫 昌史	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字本郷字土取二〇一〇番ほか一二筆	二五五、五五四
有限会社こめ奉行	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字小国字潮音地一九三八番三	五一四
農事組合法人くろがわ 上谷	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字黒川字浜田二五四番一ほか一筆	一、六六四
合同会社向牧場	神石郡神石高原町	神石郡神石高原町時安五四七番ほか七筆	一〇、四七四
株式会社神石高原みた んぼ	神石郡神石高原町	神石郡神石高原町安田字上河内谷橋ノ下モ八六番一ほか三筆	九、八三七

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

平成三十一年三月七日から平成三十一年三月二十一日まで